平成２２年（フ）第２２８６号
神奈川県海老名市杉久保南５丁目12番16号
債務者　荒川いづみ
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３２０号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目16番１―1011号
債務者　藤原　政徳
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７号
静岡県富士宮市富士見ケ丘1394番地の４
債務者　藁科　昌江
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第６８６号
埼玉県川口市末広３丁目16番９号　コスモスリー107号、前住所埼玉県川口市末広３丁目14番８号　ウッドハイツ302号
破産者　小田　義男
1　主文　平成22年５月31日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「埼玉県川口市末広３丁目14番８号　ウッドハイツ302号」とあるのを、「埼玉県川口市末広３丁目16番９号　コスモスリー107号、前住所埼玉県川口市末広３丁目14番８号　ウッドハイツ302号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年８月19日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第８７号
山形県東村山郡中山町大字長崎439番地
破産者　有限会社ファースト企画
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５１０号
山形市山家本町２丁目１番６号
破産者　東振興産株式会社
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８号
山形県上山市矢来４丁目11番43―33号
破産者　アースワーク株式会社
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２２６号
横浜市中区翁町２丁目８番地６　第二東里ビル311号
破産者　フジ・コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９号
新潟県三条市塚野目２丁目６番５号
破産者　飯山　武志
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１８号
新潟県三条市西大崎３丁目４番20号
破産者　井関　光広
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第３２２８号
愛知県春日井市春日井上ノ町字黒鉾20番地
破産者　有限会社イシグロ建工
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１９号
名古屋市北区玄馬町26番地
破産者　熊崎重機株式会社
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２１号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字上家左川125番地の６
破産者　株式会社原田エージェンシー
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３７号
名古屋市中村区名駅南１丁目18番30号
破産者　有限会社ファンクリエイト
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１５号
名古屋市中区栄５丁目５番４号
破産者　有限会社光明
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０７号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5553番地１
破産者　有限会社清武製作所
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７６０号
北海道夕張郡栗山町字旭台１番地15
破産者　株式会社木の城たいせつ
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５号
埼玉県草加市氷川町2152番地43
破産者　有限会社真壁工業
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
埼玉県川口市前川４丁目14番18号
破産者　有限会社石﨑内装
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係